

衆議院災害対策特別委員会ニュース

平成 25. 5. 10 第 183 回国会第 5 号

5 月 10 日（金）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 56 号）

大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出第 57 号）

- ・古屋国務大臣（防災担当・国土強靱化担当）、谷復興副大臣、西村内閣府副大臣、柴山総務副大臣、榊屋厚生労働副大臣、亀岡内閣府大臣政務官、長島農林水産大臣政務官、坂井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

務 台 俊 介 君（自民）

- ・今回の災害対策基本法の改正は極めて有意義なものであると考えるが、その中で、特に国民に訴え、強調したいのはどのような点か、古屋防災担当大臣にお尋ねする。
- ・復興の枠組みの整備については、災害対策基本法等の改正案に盛り込むのではなく、単独の法案として提出した理由を伺いたい。
- ・米国では、災害時の対応などにインシデント・コマンド・システム（ICS）を採用して標準化を図っており、防災教育などにも活用されている。我が国においてもシステムを標準化することについてどのように考えるか、古屋防災担当大臣の見解を伺いたい。

中 川 正 春 君（民主）

- ・火山や地震等の発生については専門家の間にも様々な意見があるが、国としてこれらの研究を整理及び体系化し、それぞれの予知に取り組むよう明確に依頼すべきではないか。
- ・警察、消防、自衛隊等の実働部隊が救援・救命活動に当たる際に、各部隊の資源を的確に把握し、分配・投入する、いわゆるトリアージを行う組織が必要と考えるが、古屋防災担当大臣の見解を伺いたい。
- ・東日本大震災の例を見ても、復興対策本部の企画・立案を予算化・実行していく組織として復興庁は不可欠と考えるが、大規模災害からの復興に関する法律案に復興庁の設置を規定しなかったのはなぜか。

杉 田 水 脈 君（維新）

- ・東日本大震災では、平時の論理で対応していたため、物資を被災地に送れない事態を招いた。今回の災害対策基本法等の改正案では、災害発生時の政府の即応力の強化や規制の特例により、燃料などの物資不足はどのくらい解消されると想定されるか、古屋防災担当大臣に伺いたい。

- ・大規模災害からの復興に関する法律案では、自治体が復興計画を作成することとなっているが、緊急時に作成することになるため、住民の視点が抜け落ちる懸念がある。復興計画に住民の視点をどのように反映させていくのか、古屋防災担当大臣に伺いたい。
- ・地域防災計画の策定に当たって地域住民の視点をどのように反映させるのか。また、今回の災害対策基本法等の改正案は地区防災計画を策定できることとしているが、地域防災計画とはどのような関係になるのか、お尋ねする。

今 村 洋 史 君（維新）

- ・東日本大震災で、青森県の人的被害が、津波被害の大きさを考えれば他県よりかなり少なかった背景として、過去のチリ地震や十勝沖地震、日本海中部地震などの発生を受けた災害の伝承や、避難に対する意識の高さがあったと考える。避難に対する意識、また、意識を高めるための方策について、古屋防災担当大臣の所見を伺いたい。
- ・災害が起きた場合の対応として、災害対策基本法等の改正案第86条の14により、被災者の運送を運送事業者である指定公共機関等に要請できるとされているが、JR等の鉄道会社との調整は行われているのか、お尋ねする。
- ・同改正案第108条の3では、災害緊急事態に、国民に買占め等をしないよう協力を求めることができるとされているが、これを規定するに当たり、政府は、東日本大震災の際に買占めに走った地域住民の割合を調査したのか伺いたい。

佐 藤 正 夫 君（みんな）

- ・命を守るために避難することは最も重要であり、そのための指示は市町村長が行うものとされているが、この的確な伝達のために、災害対策基本法等の改正案にどのような規定が置かれているのかお尋ねしたい。
- ・東日本大震災では、国民から多くの義援金が寄せられたが、どの程度が被災者の手にわたっているのか、また、どのよう

に使われているのかを報告する必要があると考える。現状がどうなっているのか説明をいただきたい。

- ・災害発生時には、必要な物資を迅速に輸送し、供給する必要があるが、東日本大震災を踏まえ、国はどのように取組を進めてきたのか伺いたい。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・本改正案では罹災証明が法定化されたが、災害による被害は多様であるのに、罹災証明の内容は家屋被害中心の画一的なものであることから、被害の実態のわかるような証明とすべきと考えるが、古屋防災担当大臣の見解を伺いたい。
- ・災害救助法における家屋の応急修理については、一部損壊は対象とされず、さらに、応急修理を利用した被災者は仮設住宅に入れないものとされていることから、一部損壊だけ修理すれば仮設住宅に入らずに済む被災者を対象とするなど、制度を変更すべきではないか。
- ・仮設住宅の住替えについては、避難の長期化による家族構成や状況の変化などにより、柔軟に認めることが被災者と行政の双方にとって望ましいと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。

畑 浩 治君（生活）

- ・大規模災害からの復興に関する法律案には、まちづくりのための復興整備事業だけではなく、ソフト面も含め、産業や医療、雇用などについても盛り込むべきと考えるが、古屋防災担当大臣の見解を伺いたい。
- ・東日本大震災において建設された仮設住宅については、被災者の生活環境の改善が問題となったが、その経験を踏まえて、面積や遮音性などをどのように改善していくのかお尋ねしたい。
- ・自治体による防災行政無線の使用については、使用の目的や方法などに問題があると思われる例も少なくないことから、使用の在り方を国が整理する必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を伺いたい。